

第20回世界バラ会議福山大会 2025
Rose Expo FUKUYAMA 2025

大会及びRose Expoロゴ利用
に関する手引き

2024年 6月

(Ver.03)

福 山 市

(市長公室 世界バラ会議推進室)

はじめに	1
申請書等の提出窓口（お問合せ先）について	1
大会等ロゴについて	2
利用許諾申請について（フロー図）	3
利用許諾後の遵守事項について	4
利用許諾変更の申請について	5
利用許諾が不要の場合について	5
利用不許諾とする場合について	6
申請書等の様式について	7

世界バラ会議福山大会2025

世界バラ会議世界大会は、50年の歴史を持つ、世界40か国が加盟する世界バラ会連合（The World Federation of Rose Societies）の最大の大会で、3年に1度開催するばらに関する国際会議です。

世界各国からばらの研究者、生産者、愛好家、芸術家など、世界のばら関係者が一堂に会し、ばらについての知識の啓発と普及、研究の発表・促進、分類やコンテストの審査基準の提示・標準化などについて、それぞれの課題の解決や目標達成のための方策を論じ合うとともに世界のばら愛好家の相互親善、情報交換の場として機能しています。この世界大会を、ここ福山市で2025年（令和7年）5月に開催します。

Rose Expo FUKUYAMA 2025

福山のばらのまちづくりの歴史の中で育まれたばらの魅力を感じていただくとともに、ばらの持つ魅力とこれからの可能性を追求し、新しく楽しめるばらのある暮らしを体感することができるイベントを皆さんと共に創ります。このばらの祭典「Rose Expo FUKUYAMA 2025」を、2025年（令和7年）5月17日から3日間開催します。

■ はじめに

第20回世界バラ会議福山大会2025ロゴ及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ（以下、「大会等ロゴ」という。）の利用は、著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合（P5参照）を除き、利用許諾の申請が必要となります。

この大会及びRose Expoロゴ利用に関する手引き（以下「本手引き」という。）は、皆さまが大会等ロゴを利用申請する際に必要な手続きについて説明しているものです。

市では、みんなで創り、みんなで盛り上げ、みんなで輝く大会としていくために、この大会等ロゴを多くの皆さまに利用していただき、皆さまとともに第20回世界バラ会議福山大会2025（以下、「大会」という。）及びRose Expo FUKUYAMA 2025（以下、「Rose Expo」という。）の周知と機運醸成を図っていきたいと考えております。

皆さまからの利用許諾の申請、心よりお待ちしております。利用申請手続きにつきましては、本手引きをご確認の上、行ってください。

本手引きは、改正する場合があります。手続きをされる際は、必ず本手引きが最新版であることをご確認ください。

■ 申請書等の提出窓口（お問合せ先）について

申請書等の提出先及びお問合せ先は、次のとおりです。

名 称 | 福山市 市長公室 世界バラ会議推進室（以下、「推進室」という。）

所在地 | 〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号 福山市役所8階

電 話 | (084) 928-1210 FAX (084) 927-7021

E-mail | world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp

（※）電子メールで、お問合せの場合は、メール件名を「大会等ロゴの利用について（お問合せ）」としてください。

（※）窓口・電話でのお問合せの場合は、開庁時間内（土・日・祝日を除く、8時30分～17時15分）に限りますので、ご注意ください。

■ 大会等ロゴについて

大会等のロゴは、「シンボルマーク」と「ロゴタイプ（複数パターンあり）」の組み合わせにより構成しています。



コンセプト

様々な色の花びらが中心に向かって集結し、ひとつのばらを形作っている。

これは“ばらのまち福山”に世界の人々が集うことを表している。

シンプルな円弧のパーツが組み合わさった様は日本の伝統工芸を思わせ、

福山の地で世界バラ会議が行われる意義を印象付ける。

デザインガイドについて

大会等のロゴには、利用する上での定めたルールがあります。利用にあたっては、別冊「大会ロゴデザインガイド」及び「Rose Expo ロゴデザインガイド」を必ず確認し、ルールに従ってご利用ください。

■ 利用許諾申請について（フロー図）

ご利用にあたっては、推進室へ「利用許諾」の申請が必要となります。

「利用許諾」の申請については、次のフロー図に従い申請手続きを行ってください。

利用許諾申請

（※）利用許諾申請書（様式第1号）1部に、大会等ロゴをどのように利用するか分かる資料（具体的なデザイン案）を添えて申請してください。

（※）活用できるロゴのデザインは、「大会ロゴデザインガイド」及び「Rose Expo ロゴデザインガイド」をご確認ください。また、ガイドに定められたルールに従ってください。

（※）大会等ロゴは、シンボルマークとロゴタイプで構成しているため、シンボルマーク、ロゴタイプそれぞれ単独での利用はできません。

（※）利用許諾が適当でないと判断する場合（P6参照）は、利用をお断りします。

添付書類

書類名称	備考
大会等ロゴをどのように利用するか分かる資料（具体的なデザイン案）1部	任意のもので可

利用許諾番号を利用許諾物件に表示

（※）利用許諾書が推進室から届きましたら、利用許諾書に記載の利用許諾番号と著作権者名を利用対象物件（当該利用許諾にもとづき製作された物件等）に表示してください。表示の方法はP4を参照してください。ただし、利用対象物件の性質上、記載が困難な場合は、推進室へ相談してください。

利用対象物件の提出

（※）推進室へ利用対象物件を提出（印刷物若しくは完成品のサンプル又は写真などにより）してください。提出いただいた利用対象物件は返却しません。

（※）当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、利用変更許諾申請書（様式第4号）を推進室へ提出してください。

■ 利用許諾後の遵守事項について

利用許諾後の遵守事項は次のとおりです。

- (1) 大会等ロゴの利用は、大会及びRose Expoの周知と機運醸成を図ることを目的としていることに留意し、その目的を損なわないよう十分に注意してください。
- (2) 大会等ロゴの利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ります。
- (3) 利用許諾を受けた権利を第三者へ再許諾、譲渡又は承継することはできません。また、取得した大会等ロゴのデータを第三者へ譲渡することもできません。
- (4) 著作権者の表示及び利用許諾番号を指定する方法により記載してください。

推進室から利用許諾書が届きましたら、利用許諾書に記載の利用許諾番号を利用対象物件に表示してください。

表示の方法は次のとおりです。ただし、利用対象物件の性質上、記載が困難な場合は、推進室へ相談してください。

表示方法

日本語又は英語、どちらの表示でもかまいません。

(日本語の場合) © 福山市 利用許諾 第〇〇〇〇号

(英語の場合) © Fukuyama City No.〇〇〇〇

- (5) 推進室へ利用対象物件を提出（印刷物若しくは完成品のサンプル又は写真などにより）してください。提出いただいた利用対象物件は返却しませんので、ご注意ください。
- (6) 利用者又は利用対象物件について市が推奨を行うものではありませんので、利用対象物件について、第三者に対して市から推奨されたものであると表示又はこれに類する行為をしてはいけません。
- (7) 市が行う調査その他の照会に応じてください。
売上調査や利用状況の報告をお願いする場合があります。
- (8) その他各種の法令を遵守してください。

■ 利用許諾変更の申請について

利用許諾内容を変更したい場合は、推進室へ利用変更許諾申請書（様式第4号）により申請してください。なお、変更する内容に応じて、変更が確認できる書類を求める場合があります。

（変更内容の例）

- ・ 利用数（販売数）を変更する場合
- ・ 商品パッケージのデザインを変更する場合
- ・ 利用期間を延長する場合

（利用期間は、最長でも大会終了年度末日 | 2026年（令和8年）3月31日までです。）

■ 利用許諾が不要の場合について

著作権法（昭和45年法律第48号）に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請は不要です。

該当する場合は、主には次のように利用する場合です。

（1）私的使用のための利用

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において利用する場合

（※）名刺など不特定多数の人に配布を目的としている場合は、利用許諾が必要です。

（2）時事的事件の報道のための利用

テレビ局、新聞社等が報道の目的上正当な範囲内において利用する場合

（3）学校その他の教育機関における利用

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）授業の過程における利用に供することを目的として、必要と認められる限度において利用する場合

■ 利用不許諾とする場合について

1 利用許諾を申請しようとする者が、次に該当する者である場合は、利用許諾を行いません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等、その他これらに準ずる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体又は特定のこれらを支援若しくは支援する恐れがある者

2 1に該当しない者であっても、大会等ロゴの利用が次のいずれかに該当する場合は、利用許諾を行いません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (5) 大会等ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (6) 別冊「大会ロゴデザインガイド」及び「Rose Expoロゴデザインガイド」に沿わない方法により利用される場合
- (7) その他、市長が適当でないと認める場合

注意事項

利用の許諾は、自己の商標や意匠とするなど、独占して大会等ロゴを利用する権利を付与するものではありません。

また、利用を許諾した場合であっても、申請書等の内容に虚偽のあることが判明した場合、上記の1又は2のいずれかに該当する場合に至った場合、利用許諾後の遵守事項に違反した場合、その他利用許諾の継続が不適当であると認められた場合は、その利用許諾を取消すこととなりますので、ご注意ください。

■ 申請書等の様式について

福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/rosetownfukuyama/220497.html>)

からダウンロードすることができます。

(★) 付が皆さまから提出していただく書類（様式）です。

1 利用許諾申請に関すること

- (1) ★ 第20回世界バラ会議福山大会2025及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ利用許諾申請書
(様式第1号)
- (2) 第20回世界バラ会議福山大会2025及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ利用許諾書
(様式第2号)
- (3) 第20回世界バラ会議福山大会2025及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ利用不許諾書
(様式第3号)

2 利用許諾内容の変更に関すること

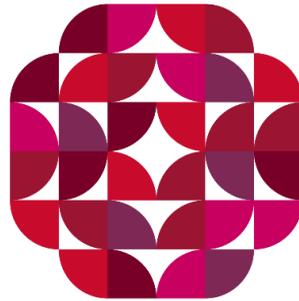
- (4) ★ 第20回世界バラ会議福山大会2025及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ利用変更許諾申請書 (様式第4号)
- (5) 第20回世界バラ会議福山大会2025及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ利用変更許諾書
(様式第5号)
- (6) 第20回世界バラ会議福山大会2025及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ利用変更不許諾書
(様式第6号)

3 取消しに関すること

- (7) 第20回世界バラ会議福山大会2025及びRose Expo FUKUYAMA 2025ロゴ利用許諾取消し通知書 (様式第7号)



WFRS 20th
WORLD ROSE
CONVENTION
2025
in FUKUYAMA
第20回世界バラ会議福山大会



WFRS 20th
WORLD ROSE
CONVENTION
ROSE EXPO
FUKUYAMA 2025